

(案)

市民参加・協働に関する提言書

～2年間の取組みのまとめ～

平成19年2月

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会

○はじめに

私達市民の生活を取り巻く地域の課題は、高齢社会への対応や子育て、教育に関すること、そして、防犯・防災対策など、高齢化、核家族化の進行や生活様式、意識の多様化など社会環境の変化により、多岐に亘っています。

市財政が厳しい中、行政だけでは、これらの課題の全てに対応することは困難であり、市民の力を活かしたまちづくりを進めることが豊かな自治を実現していくために、これまで以上に重要になっているものと思います。

富士見市では、平成16年4月に、市政への市民参加と市民と市の協働を基調とした自治の推進を図るための理念や仕組みを定めた『富士見市自治基本条例』が施行されました。

本条例に基づき設置された「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会」では、市民参加や協働の取り組みについての課題や問題点、そして改善策などについて協議・検討を進めてきました。今後さらに市民参加や協働が推進されるよう、以下の提言をいたします。

○市民懇談会概要

当市民懇談会は、市長から委嘱を受けた市民団体推薦7人、市民公募4人の計11人の委員により、平成17年2月にスタートしました。会議は平日の夜間に計6回開催し、自治基本条例に基づく市民参加・協働のまちづくりを推進していくために、市民の立場から市民が行政活動に参加しやすい環境づくりや、市民と行政が連携・協力したまちづくりについて検討を行ってきました。

○自治基本条例制定後の状況（参考資料：政策推進室作成）

□審議会等(市からの諮問事項等を審議する附属機関及び市民を中心とした検討会議)について

- ・会議日程の事前公表を行っている審議会等の割合

平成16年度	平成17年度
62.1%	79.2%

- ・市民公募を行っている審議会等の割合

平成16年度	平成17年度	平成18年度
約33%	51.7%	43.8%

□パブリックコメントについて

- ・パブリックコメントの実績

年度	実施件数	案件名
平成16年度	5件	・富士見市個人情報保護条例に罰則規定を設けることについて
		・富士見市行政経営改革指針(第4次行財政改革大綱)案について
		・富士見市次世代育成支援行動計画(素案)について

		<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市中心市街地活性化基本計画(素案)について ・富士見市障害者計画(素案)について
平成17年度	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次基本構想後期基本計画(素案)について ・富士見市高齢者保健福祉計画(案)について ・男女共同参画ふじみ2000年プラン改定版(素案)について
平成18年度	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市国民保護計画(原案)について ・富士見市安全安心なまちづくり防犯条例(案)について

○問題・課題

・情報の提供について

市民参加と市民と市の協働のまちづくりを進めるには、市民と市が対等の関係を築く必要があり、そのためには、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが大変重要です。しかし、市民が必要としている情報、また、市役所が必要としている情報がそれぞれ十分に共有されている状態とは言えないと思います。

当市民懇談会では、まず市役所からの情報提供の充実が必要であると考え、パブリックコメントや審議会等の会議日程の公表などに関して、より多くの市民が情報を得られるよう、公表の時期やその方法について検討を行いました。また、その他、広報紙の活用策や高齢者等に対応した情報提供の手法など、情報提供の充実についての検討を行いました。

今後、パブリックコメントや審議会等の検討内容、その他多くの行政情報について、市民により分かりやすいように情報を提供する必要があります。また、市民が行政課題や市の施策について正確に理解ができるように、市民が行政情報などについて学習する機会を設ける必要があると考えます。

・市民参加について

富士見市においてはこれまでも、審議会等における委員の公募や各種計画策定における説明会などを行っていましたが、女性委員比率が低いなどの問題点がありました。

当市民懇談会では、審議会等により多くの市民が参加できるようにするため、公募枠の拡大をすることや会議の開催日程の工夫について意見を出し合うとともに、パブリックコメント制度については、スケジュールの立て方や素案の公開の仕方など、市民がより利用しやすい方策についての検討を行いました。また、アンケートや説明会など、市民意見を広く聴取することなどの意見を出し合いました。

現在は、審議会等における市民公募の拡大やパブリックコメントの運用など、市役所職員における意識の高まりもあり、市民参加が進んできており、市民も行政への参加意識の変化が見られていると思います。しかし、より多くの市民に行政に対する関心を持ってもらうことが重要なことから、今後も市民及び市役所職員に対して「市民参加の行政」を更に働きかけていくことが必要です。

・協働について

富士見市においては、介護予防活動や防犯・防災活動、そして、子どもたちの健全育成活動などの地域課題について、実際に数多くの市民との協働の取り組みが行われています。

しかし、これらの取り組み以外にも協働の手法を取り入れることが考えられる事業もあると思われることから、当市民懇談会においては、市民の立場から考える新たな取り組みの発掘を行うため、市民参加・協働の取り組みについてのアイデア提案を行いました。また、その他、市民の目線から現在の富士見市の市民参加や協働の取り組みについて、その問題点や課題等についての検討を行うとともに、今後の取り組みの方向性についての検討も併せて行いました。

今後は、これらの協働の取り組みをさらに推進していくことが必要です。

○富士見市らしい協働のまちづくりを進めていくべき方向及び手段

■市民によりわかりやすい情報提供の推進■

市民参加と市民と市の協働のまちづくりを進めるには、前提として市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが不可欠であることから、市は、市民にとってよりわかりやすい情報提供を行う必要があります。

具体的には・・・

(1) 行政情報の提供の充実

各種行政情報の提供に当たっては、ホームページや広報紙の内容・レイアウトや提供の手段等について、市民が情報を得やすいような工夫をする。

また、市の行っている各種計画や施策等に関して、市民の理解を深めるために市役所職員が説明を行う、「職員出前講座」の取り組みなどを検討していく必要がある。

(2) 市民参加・協働を活性化するための情報提供の充実

市民及び市役所職員の意識の醸成を図るために、市民参加・協働の取り組みなどを紹介した冊子などを作っているが、今後もそれらの取り組みを継続的に行うことにより市民参加・協働によるまちづくりの意識を高めていく必要がある。

(3) 審議会等の情報提供の充実

行政施策や計画の検討段階における市民参加機会の拡充を図るため、審議会等の会議日程の事前公表の的確な実施、審議会の会議録や会議資料の提供を推進するなど情報提供の充実が必要である。

(4) パブリックコメントの情報提供の充実

行政施策や計画の検討段階における市民参加機会を多く持つため、重要な施策を策定する際に幅広く市民の意見を募集し施策に反映するパブリックコメント制度に関して、広報誌の掲載方法等、その情報提供方法についてより市民に伝わりやすいように検討を行う必要がある。

■市民参加の取組みの更なる推進■

市民が、各種施策の企画立案から実施、評価の過程に主体的に参加することは市民の意思が市政に反映され、市民自治を高めることにつながることから、市は、市民参加機会の確保及び拡充を行うとともに、市民の意見及び提案を市政に適切に反映していく必要があります。

具体的には・・・

(1) 政策形成過程への市民意見の反映の推進

- ・ 審議会等における市民公募枠の拡大及び兼職数や男女比率、年齢層などを考慮した幅広い層からの委員の選任
- ・ より多くの市民が参加できるよう審議会等の会議の開催日時の工夫
- ・ より多くの市民意見を反映する手段の検討
- ・ 各種施策の形成過程における説明会の開催の充実

(2) 市民ニーズの把握の推進

現在も各種計画の策定段階においてアンケート調査は行われているが、今後とも市民ニーズを把握する一つの方法として、積極的に活用していく。

■協働の取組みの推進■

市民と市が、相互理解と信頼関係のもとに、目的を共有し、それぞれの役割と責務を担いながら相互に協力し、補完し合いながらまちづくりを進めることが必要であることから、現在行っている各種施策等の協働による事業の展開や新規事業における協働手法の導入を進めていく必要があります。また、これらを今後さらに推進していくためには、公民館等の施設が地域の拠点施設としての役割を充実させ、地域の課題等の把握に努め、市役所本庁と連携を図りながら事業を進めていくとともに、継続的に市民及び市役所職員の意識を高めていくことが不可欠であり、自治基本条例の趣旨を市民に広めるとともに、これまでの協働事業の成果・課題等を踏まえ、協働の取組みの経験を積み重ねながら、新たな取組みに拡げていく必要があります。

特に今年、いわゆる2007年問題といわれる、団塊の世代の大量退職時代を迎えます。日本の高度経済成長時代を支えた、社会経験豊かな人材を地域活動等において、活かしていけるよう積極的な取組みが必要です。

具体的には・・・

(1) 推進体制の充実

現在も市役所庁内の委員会及び市民懇談会にて協働のまちづくりの推進に関する取組みを行っているが、今後ますます協働によるまちづくりを進めていくとともに、それらがより効果的な取組みとなるよう、その成果や課題を検証するなど充実を図っていく。

(2) 市民力を高める取り組み

市民向けのNPO講座や職員出前講座などの実施により、市民が学習する機会確保を拡充する。

(3) 市民力の活用方策

現在行っている協働事業（各種防犯・防災パトロール、高齢者見守りネットワーク、市民人材バンク等）については、継続的に実施していくとともに、新たに協働していくことが可能と思われる事業について検討を進め、積極的に協働の手法を導入していく必要がある。

(4) 市役所力を高める取り組み

各種事業における説明会や職員出前講座の実施により、職員の能力を高め、組織としての力を上げていく必要がある。

附属資料

○条例等の制定の経過

- ・富士見市自治基本条例（平成16年4月1日施行）
- ・富士見市市民参加手続規則（平成16年5月1日施行）
- ・富士見市審議会等の設置運営に関する指針（平成16年5月1日施行）
- ・富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会（平成16年9月29日設置）
- ・富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（平成16年9月29日設置）

○設置要綱

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会設置要綱

（設置）

第1条 富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するに当たり、広く市民の提案を求めるため、市民参加及び協働推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民懇談会の所掌事務は、本市の市民参加及び協働のまちづくりの推進に関する提言を行うこととする。

（組織）

第3条 市民懇談会は、おおむね10人の委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民懇談会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、市民懇談会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 市民懇談会の庶務は、総合政策部政策推進室において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月29日から施行する。

○委員名簿（五十音順）

役 職	氏 名	所属名等
委員長	長島 孝	公募
副委員長	大橋 健	公募
委 員	岩田 仁	関係団体を代表する者
委 員	川原 佳代子	関係団体を代表する者
委 員	小杉 弘	関係団体を代表する者
委 員	小森 和雄	関係団体を代表する者
委 員	柴 俊之	公募
委 員	関口 照子	関係団体を代表する者
委 員	高橋 さかえ	公募
委 員	月岡 秀己	関係団体を代表する者
委 員	森川 真理	関係団体を代表する者

○開催状況

	開催日	内 容
第1回	平成17年 2月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の互選 ・自治基本条例等の概要の確認 ・市民参加・協働の取組み状況の確認及び質疑、意見提出
第2回	平成17年 6月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調査の結果についての確認及び質疑、意見提出 ・市役所の各課・職員を対象に行った市民参加・協働の取組み等に関する調査の結果について確認及び質疑、意見提出 ・市民懇談会委員から市民参加・協働に関しての提案を行う
第3回	平成18年 2月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度の主な審議会等の運営状況の確認及び質疑、意見提出 ・市民懇談会委員から市民参加・協働に関しての提案を行う ・協働事業の取組み状況について確認及び質疑、意見提出
第4回	平成18年 6月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度スケジュールの確認 ・平成17年度の審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調査の結果についての確認及び質疑、意見提出

		<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇談会委員から市民参加・協働に関する提案を行う ・市民懇談会委員からの提案を受けた各課の今後の対応について確認及び質疑、意見提出
第5回	平成18年10月24日(火)	・市民参加・協働に関する市長への提言書の作成に向けての検討
第6回	平成19年 1月24日(水)	・市民参加・協働に関する市長への提言書の作成に向けての検討